

基準給与変更届

● 届書を提出するとき

第1年金 【共通】	前年11月～当年4月の随時改定（月変）により 4月1日時点の標準報酬月額が従前（前年10月1日時点）から変更になっているとき 定時決定（算定）または5月～10月の随時改定（月変）により 10月1日時点の標準報酬月額が従前（4月1日時点）から変更になっているとき
第2年金 【変額コース】	規約別表第2で口数を決定するための状態を規定した事業所において 4月1日・10月1日時点の状態が従前から変更になっているとき

※変更がない加入者については届出不要です。

※第2年金の定額コースから変額コースへの変更や、変額コースにおける規約別表第2の変更には「規約変更」の手続きが必要です。「基準給与変更届」のご提出だけでは変更できませんので、事務局にご相談ください。

● 記入上の留意点

① 変更年月日

「XX0401」または「XX1001」

制度区分		委託者番号					事業所番号					変更年月日 [XX年04月01日]または[XX年10月01日]															
基金型	規約型	0	0	0	8	0	0	5	3	0	9	8	7	6													
保険証の番号	加入者番号							氏名							変更年月日					備考							
16				2	3	4	5	6	7	カナ (氏)	ニホン 日本	(名)	タロウ 太郎	平成	2	8	1	0	0	1							
基準給与1(第1年金・報酬月額)		基準給与2(第2年金・口数×1000円)							基準給与3(第3年金・口数×100円 上限300円)							生年月日											
3		0	0	0	0	0	0								昭和 平成							6	3	1	0	0	5

② 基準給与1・基準給与2・基準給与3

変更する項目のみご記入ください